全　刀　商

全国刀剣商業協同組合 年報

第 22 号

全　刀　商　　第22号　　目　次

表紙解説　1

■新年度の抱負……2

２期目を迎えるに当たり　深海信彦　2
全刀商の今後について　猿田慎男　2
今こそ新たなシステムを　土肥豊久　3
組合の団結を力として　冥賀吉也　3
組合の未来を夢見て　清水儀孝　4
激動社会の中で　伊波賢一　5
組合への信頼と期待に応えて　服部暁治　5
〈組合員から〉新たな発芽に刀剣商の力を　飯田慶雄　6

■業界関連情報詳説……7

登録証の内容変更に簡素で迅速な手続きを望む　嶋田伸夫　7
「登録証」の現状と課題　持田具宏　8
刀剣類を輸出された方、登録証の返却はお済みですか？　冥賀吉也　9
押し買い防止の新法公布　伊波賢一　10
特定商取引に関する法律の一部改正施行される　伊波賢一　11
組合加入受付期間の変更と大刀剣市出店資格についての新たな取り決めについて　服部暁治　12
大刀剣市の保険システム　服部暁治　13
「大刀剣市」と「明美ちゃん基金」　持田具宏　13
組合機関紙編集委員会の歴史　服部暁治　15

■第26回通常総会……16

議事　清水儀孝　16
平成24年度事業報告　17
平成25年度事業計画　19

■新組合員・賛助会員紹介……21

■平成25年度役員・委員会構成……21

■平成24年度組合活動の記録……22

富士に三保松原図鐔　無銘 加賀後藤
赤銅魚子地　撫角丸形　高彫色絵　耳金覆輪
縦：74mm　横：73mm　切羽台厚さ：4.2mm

富士山が世界文化遺産に登録された。登録名称は「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」。標高1,500メートル以上の富士山域を中心に、山頂の信仰遺跡群や富士山本宮浅間神社、登山道、富士五湖、忍野八海、そして当初除外を勧告された三保松原を含む25件の要素で構成されている。 世界自然遺産も素晴らしいが、富士山が単なる姿の美しい雄大な山ではなく、信仰の対象であり、芸術の源でもあると認められたことが誇らしい。

海外にその名が広く知れ渡ったのは北斎や広重、豊国の浮世絵を通してであろうが、それ以前の万葉の昔より富士山は日本の美術工芸、文学の題材に採られてきた。そしてそれは装剣小道具においても然り、やはり好画題であった。

表題の鐔は、上質の赤銅地に色金を贅沢に使った豪奢な雰囲気の加賀後藤。手前の蟹が存在を強く主張しているが、目を左上に転ずると、そこに描かれているのは銀色の雪を頂く富士山と金色で装われた三保松原。富士の横には波が立ち、金色で縁取られた雲が棚引く。現実の風景とは異なるかもしれないが、写実のみが芸術でないことを私たちはよく知っている 。深読みの好きな現代人は蟹と富士山の組み合わせに「生命循環」などと小難しいことを考えがちだが、作者はどのような思いで本作を作ったのであろうか。

前田家の要請で加賀へと赴き、彫金の指導をした後藤家の人々。品格と技術はそのままに、宗家では難しかった自由な表現を本作で展開したのかもしれない。遠く離れた加賀の地で、波打ち際の蟹が仰ぎ見るように、富士山への憧れを明るく高らかに歌い上げている。そんな印象の、見ていて楽しい気分になる作品である。

多分、ほとんどの日本人は富士山が好きだ。けれども私たちが親しみを込めて仰ぎ見るあの美しい山は同時に恐ろしい日本最大の活火山でもある。平安時代には10回ほど噴火しており、江戸時代の宝永大噴火では江戸市中にまで火山灰が降ってきたという。

そもそも山岳信仰は、雄大さや厳しい自然環境に圧倒され、恐れ敬う感情から発展した。かつて世界中にあった多神教の自然崇拝はその後の一神教の信仰によって廃れ、日本のように今も自然そのものが信仰の対象として崇められている例は、アジアと南米の一部地域を除いてきわめて少ないという。その事実を厳粛に受け止め、今回の世界文化遺産登録を喜びたい。　（深）

２期目を迎えるに当たり

理事長
深海 信彦

今般の総会において理事長に再選され、引き続き組合の牽引役を仰せ付かった。１期目の２年間に何を成し得たか、そしてこれからの２年間で何を成し得るのかを自問するに、その果たすべきことの多さに対して果たしてきたこと、果たし得ることの些少さに内心忸怩たるものがあり、省みるばかりである。

思い起こせば昭和57年、後に理事長に就かれて５期10年間を務められた故荒勢英一氏に声を掛けられ、刀屋の殿堂とも言うべき「刀剣会館」を作ろう、業者自身が刀剣等を審査する「鑑定倶楽部」を作ろう、刀屋という職業を確立し、生活の向上を図るために国家認可の「刀剣商組合」を作ろう、その基盤となる資金を作るために従来にはなかった「新しい方式の交換会」を立ち上げよう、との怒涛の提唱に戸惑いつつも、若さ故に身の程も知らずお手伝いしたことが蘇る。

それらに対する自らの貢献度はわずかではあったが、その当時は将来に向けての展望があり、それなりに充実感があったことが思い出される。

やがて昭和62年に組合が設立され、平成３年に専務理事を拝命して以降の４期８年間は、成し得ることの可能性を模索し、自分なりに務めたつもりであったが、組合によって業界が向上したという顕著な評価は得られず、理事長に選任された現在と同じく自らの非力を痛感させられるばかりであった。このように振り返ってみると、何もわからないときは希望を持って突進できるが、ある程度の経験を積んでみると、やらなくても出来ることと出来ないことが大方想像がつき、行動する前に既にして心が閉塞してしまう自らの消極性が恨めしい限りである。

さらに、世にマニフェストとか政権公約とかいう言葉があるが、組合のトップを任されて何の目標も掲げられない自分は如何なものであろうとも思う。組合の基幹事業と位置付けられている交換会や「大刀剣市」は、必ずしも国の認可を受ける必要はなく、この２つのみを組合活動の柱としている限り組合のこれ以上の発展は望めない。それでは国の認可の組合として、業界の向上にどのような可能性があるのであろうか。このことについて答えるのがいわゆるマニフェストであろう。

２期目を迎え、宣言、声明するほどの大げさなものは何も持ち得ないが、交換会と大刀剣市に次ぐ第３、第４の事業の可能性は大いにあるとだけ答えておきたい。それには当然のように資金と人が必要である。自分の仕事の時間を割いて組合業務を熟す現在のシステムでは、交換会と大刀剣市、それに『刀剣界』『全刀商』の編集業務が最大限度である。交換会や大刀剣市への参加は自分の商売の一環でもあるが、その事前の準備や編集作業、さらに刀剣等の評価鑑定の出張は全くの奉仕活動で、既に限度を超えて疲弊の陰りが見られるほどであり、担当者にこれ以上の犠牲を求めることはできない。

準備期間を含めて私の組合活動の30年間（そのうち平成11年に専務を退任して平成23年に理事長に就任するまでの12年間は理事という役職にあっただけで何の貢献もしていない）の最後の仕事として、この不可能とも思える資金と人の問題に取り組んでみたい。それがマニフェエストと言えばマニフェストということにもなろう。

全刀商の今後について

副理事長
猿田 慎男

全国刀剣商業協同組合が設立されたのは昭和62年、全国刀剣防犯協力連合会（刀防連）と合併したのは平成13年でしたが、一貫して、刀剣業界の団結と発展に向かって着々と事業を進めてまいりました。

おかげさまで組合員数も年々増加し、「大刀剣市」

は今や「世界の大刀剣市」として定着しております。これが、「日本の刀剣・古美術が世界各国の多くの愛好家を育てる催し」になっていることは事実であり、とても嬉しく思われます。

国内事業としては、月に一度の交換会も盛んに行われております。会の当日、朝６時ごろより売り順を取るために多くの人が集まり、早くから熱気が伝わってきます。

また、一昨年からは組合機関紙で業界紙でもある『刀剣界』が発行され、各組合員様からはさまざまな情報が得られると、非常に喜ばれております。

古い体質の刀剣業界から、少しずつでも、新しくて民主的な業界づくりが推進されており、市場においては「競り発句」から「通し」「小伝票」の分業、コンピューターの導入などの革新が図られております。私も飯田慶久前理事長と深海信彦現理事長の下で副理事長を務めてきましたが、引き続きその大任を果たすべく、今後一層努力していきたく思っております。

今後の刀剣業界については、さらなる組合員数の増加を図る上でも、現在の全体に占める割合が東京中心であるため、地方の組合員の増加･充実に努め、美術刀剣が日本の伝統文化として広く一般社会での認知度が高まるよう、邁進していかなくてはならないでしょう。

60歳代半ばを迎え、体力的に多少厳しいものがありますが、業界の繁栄に少しでも貢献できれば幸いです。

今こそ新たなシステムを

副理事長
土肥 豊久

去る５月17日の組合総会にて、今後２年間の運営を任される理事の選挙があり､17人が選ばれました。その17人が全員、深海信彦氏を理事長とすることに賛成し、深海氏の２期目の理事長が決まりました。

深海理事長より私に副理事長の指名があり、お受けしました。

昨年は大荒れの１年でした｡５人もの倒産があり、多大なツケが残りました。その未払いを埋めるのに６～７年はかかりそうな交換会や、そのあおりですっかり元気をなくしてしまった業者もおります。ですが、起きてしまったことはどうしようもありません。これからは被害がないように、また被害が出てもなるべく少額に抑えられるよう、システムを考え直す良い時だと思います。

例えば、買い高制限を下げる、保証金を預かる、相受け保証にするなど、さまざま想定されます。今までは出来高のことを考え、支払いがなるべく楽になるように考えてきましたが、これからは出来高よりも堅実な商いの方向に行かなくてはいけないでしょう。

今年になってアベノミクスの効果で円が安くなり、株価が上昇し、何か良い気配を感じます。しかし、刀剣に携わる人々が本当に良くなるには、個人個人が良くならないといけません｡時間を惜しまず、労力を惜しまず、自分の家庭・会社・お客さま・職人さんたちなど関係者みんなが良くなるよう、それには刀剣に携わる自分たち一人一人に何ができるかを考え、謙虚な気持ちと態度で進んでいかなければならないと思います。

商いの大小はあっても皆が等しく公平な刀剣業界になるように、微力ですが、深海理事長を補佐しようと思っております。

組合の団結を力として

副理事長
冥賀 吉也

現在、刀剣の売買を生業（なりわい）としている業者は、職業欄に「刀剣商」と当たり前のように記入しているが、わずか30年前までは刀剣商なる正式名称はなく､「古美術商」あるいは「美術商」などと書いていた。このことを柴田光男初代理事長が非常に残念に思い、「組合を設立して国家に陳情せねば」と語っていた

ことを覚えている。

一個人としては無理なことでも、同業者が団結をもってすれば必ずや刀剣界のためになることをスローガンに、昭和62年５月に全国刀剣商業協同組合が誕生した。荒勢英一２代理事長はじめ、多くの諸先輩が組合に多大な功績を残してくれたことを忘れてはならない。

かつて国家相手に、個人ではとても太刀打ちできないことでも、組合の力をもって解決できたことがいくつかあった。

平成10年、冬季オリンピック長野大会の年、銃に関する輸入規制がとても厳しく、100年以上も前に海外に渡った火縄銃などでさえ対象にされてしまった。そのとき、警察庁・文化庁に説明に行き、数カ月後に事なきを得た。

また、今から５年ほど前、ヨーロッパである事件が発生し、その影響からか、国際スピード郵便（EMS）という刀剣類の輸出手段が突然ストップされてしまった。簡単かつ安価で送れるEMSが使えず、不便かつ高い送料を支払うことを余儀なくされたことは、記憶に新しい。個人個人が何度も航空会社に掛け合ったが、一向にラチが明かなかった。

そこで、当時の飯田慶久理事長とともに日本郵政グループの輸出担当官に会い、刀剣類が武器ではなく美術品である旨の説明を行ったところ、数カ月後にEMSでの発送が可能となった。

国家相手ばかりでなく、全刀商と関係の深い日本美術刀剣保存協会の保存刀剣・特別保存刀剣証書の裏書きにあった個人名を削除していただいたのも、組合の陳情によるものである。

このように個人でお願いしても相手にしてもらえないことでも、組合を通して行えば可能になることも多々ある。

組合活動の中にはさまざまな仕事がある。諸官庁や諸団体との折衝のほかに、毎月行われている交換会、『刀剣界』紙の発行、間もなく開催される「大刀剣市」の準備等々がある。

この大刀剣市も最初はサンケイ会館を会場に19店舗から出発したが、今では75店舗にまで拡大し、世界最大の刀剣展にまで発展した。この大刀剣市を進化させ続けるためには、さまざまなアイデアが必要とされる。それには、20代、30代の生きた現代感覚の知恵が最も必要である。若い組合員には自ら志願し、準備委員会に入ってもらいたい。

今回、深海理事長より副理事長の大役を仰せつかった。今まで培った経験に、さらに斬新な発想を加え、常に進化し続ける魅力に満ちた大刀剣市に貢献したい。

組合の未来を夢見て

専務理事
清 水 儀 孝

第26回通常総会も無事終了し、組合創立26年目を迎えられるのも、ひとえに組合員の皆さまのご協力と熱意のたまものと、深く感謝する次第です。

組合活動は次の３種の委員会で成り立っています。

まず経済委員会が主に担うのは、毎月17日に開催する特別交換会です。近ごろは地方からの参加者や若年層の参加者も増え、毎月60～70名が出席されます。売上高も順調で、組合運営の屋台骨であるとともに、組合員の交流の場としても賑わっています。

また査定買い取りは月３回（第２火曜・15日・25日）、組合事務所で行っています。

「大刀剣市」には、昨年は75店舗の出店があり、回を重ねる度にグローバルなイベントになり、日本刀の啓蒙・普及や新しい愛刀家を育てる場としても成果を上げています。お宝鑑定や、重文室の企画展も好評を博しています。

次いで金融委員会では、交換会の立て替え払いを行うなど、組合員の便宜を図っています。

また総務委員会では、『刀剣界』『全刀商』を発行して業界内外に情報発信するほか、『やさしい刀』の改訂増補も予定しています。さらに、組合ホームページもフル活用できるように委員会を立ち上げ、ネット上に組合情報を発信しています。

昨年は残念なことに複数の倒産者が出てしまいましたが、組合員各位のご支援により、何とか無事に乗り切ることができました。

組合事務所移転問題は、移転するメリットとデメリットをよく考え、委員会で大いにディスカッションを重ね、より良い方向に向かうよう努力します。

「組合に入会すると何か利点があるのですか」と

聞かれることがあります。「大刀剣市」への出店や交換会への参加、『刀剣界』などを媒介とした組合員相互の情報交流等々利点は多々ありますが、内閣総理大臣認可の全国刀剣商業協同組合として、今後さまざまな事業が可能ではないかと思います。

行政やマスコミ、諸団体と折衝しながら、組合の発展と組合員個々の社会的地位向上を図り、組合員で良かったなぁ、と思えるような組合づくりをしなければなりません。近い将来、東京の真ん中に全国刀剣商業協同組合ビルが建つことを夢見て、深海理事長を中心に組合員の皆さまとともに組合の未来を構想したいと思います。

組合員・賛助会員の皆さまのますますの商売繁盛とご健康を祈念しまして、新年度のご挨拶に代えさせていただきます。

激動社会の中で

常務理事
伊波　賢一

全刀商の新年度が始まりました。

光陰矢の如し、若手の台頭と世界基準浸透について述べさせていただいた昨年の拙稿から、１年がたちました。その間、国は政権交代もあり、ＴＰＰ交渉、各国の景気状況、金融政策や債務問題による為替変動、重要度を増す外交活動、さらにオリンピック誘致やその競技種目選定など、さまざまな動きがあり、世界の中の日本、そしてその中で生きている自分を再認識せざるを得ません。

厳しい時代と言われますが、われわれ刀剣業界は老若の日本人コレクターに加え、元気な外国人コレクターが「大刀剣市」へ大挙して訪れる姿からも、恵まれた状況であるのでしょう。美術業界の中でも特に多い、海外ファンに感謝する思いです。

さて、国内はもとより、海外ファンの環境は十分でしょうか？　伝統的美術品でありながら武器である特異な位置のゆえ、所持について理解した上で、研磨・修理・鑑定、購入・売却の流通は、円滑に動いているのでしょうか？

今も財政問題で揺れるユーロ圏諸国の中で、勝ち組ドイツの再建策は、規制緩和が中心だったと言われています。財政負担を増やすことなく、規制見直しにより、体力を使わずして復興を果たし、今の躍進があると聞きます。

浅知恵ゆえ意見するには至りませんが、かかる期間や煩雑さが変わるだけで、流通頻度が増えるように思えます。頻度が増えれば、職方や刀匠そして刀剣商にも、恩恵があるでしょう。その交渉窓口は、個人や一企業ではなく、全刀商のような組合なのでしょう。私たちはその立場を確立するためにも、社会の中でよく認識されるよう、研鑽を積まなければと思います。

深海理事長体制も２期目に入り、これからが本番です。既に良い実をつけていますが、ますますの業界進化のため、微力ながら、まだまだお手伝いをしていきたいと思います。

組合への信頼と期待に応えて

常務理事
服部　暁治

全国刀剣商業協同組合は永年にわたって数々の事業を遂行してきたことにより、刀剣業界ではその存在が広く知られるようになりました。また「全刀商」の略称も浸透してきました。

昨年は設立25周年という節目を迎えたこともあり、「大刀剣市」などのイベントを通じて、業界内のみならず官公庁やマスコミ、社会における認知度が一層高まってきていることを実感しました。

組合内においては、特に近年の大災害時には、率先して組合員の安否確認や支援活動を行ってきました。対外的にも、東日本大震災の義援活動、三宅島大噴火の際の募金、「明美ちゃん基金」への継続的な協力など、社会的貢献に配慮してきました。

組合員200名弱、賛助会員80名という陣容は、ビ

ジネス界の企業に置き換えると、中堅企業に近いところに位置していると見て差支えないかと思います。強固な一枚岩の中堅企業ほどではありませんが、新しい事業を推し進める企画力・推進力・財務力、そして組織力も徐々に備わってきています。

もちろん企業とは大いに違うところもあります。利潤追求により社会へ貢献するのが企業の明確な目標でしょうが、組合はあくまでも組合員とその業界の社会的地位の向上が目標です。

企業と比べると、その目標がやや曖昧なるがゆえに、目標達成の手段や方法で組合員内でもいろいろ意見が分かれ、議論が沸きます。

組合は黒子役というか、縁の下の力持ち的な存在に徹して、対外的なイベントの案内などには控えめに小さな文字で「（主催・協賛・後援）全国刀剣商業協同組合」と表記してはとか、インターネットのホームページでも大刀剣市の告知と発見届、登録の手順の解説以外のページはさほど目立たなくてもよく、組合員のアクセスを前提とした画面構成にしてはという意見。

また逆に、内閣総理大臣認可で警察庁所管の組合であることを大いに前面に打ち出し、刀剣商組合の存在自体を確固たるものにして後、組合員の社会的地位を持ち上げるべしという意見もあるようです。組合の存立基盤が揺るぎないものになれば、おのずと組合員の地位も向上するというわけです。

ともあれ、組合内部にいるとわからないのですが、外部の方たちの協同組合組織に対する信頼と安心感は、われわれの思っている以上です。畏敬の念すら抱かれることもありそうです。

それに応えて報いなければと思うのですが、まだまだ努力が足りないと痛感しています。

〈組合員から〉

新たな発芽に刀剣商の力を

飯田 慶雄

全国刀剣商業協同組合に参加し、活動を行うようになって８年、若輩の私に寄稿の機会をいただき、常日ごろお引き立てを願っている皆々さまに感謝します。

近年は深海信彦理事長の方針の下、組合の事業活動に多くの若手を参加させていただき、「大刀剣市」実行委員会、組合機関紙『刀剣界』編集委員会、そして公平・平等・民主的な活動を旨とする組合活動の根本を支える選挙管理委員会などの各委員会に同年代の組合員たちと取り組み、多くのことを学ばせていただきました。

また同時に、各事業における諸先輩の長年にわたる献身的な活動にあらためて敬意を表します。

今後も、業界を取り巻く古物営業法や銃刀法などの環境変化について自らも率先して勉強し、組合員の皆さまの業務と刀剣業界の地位向上に利する活動を生涯の仲間たちとの交流を深めながら続けていきたいと思います。

一方、組合活動の両輪の一つである市場運営には一筋の光明が見え始めたのではないかと思っています。長引く不況、デフレ、リーマン・ショックに大震災と、私たちの世代を取り巻く市場環境は常に下降を続け、愛刀家人口の減少という問題も重なって非常に厳しいものでした。昨今、安倍晋三首相の下、自民党により推し進められている経済政策によるアベノミクス効果で円安・株高現象が起こされており、長らく続いていた円高傾向を反転させ、凝り固まった消費マインドを切り替えてくれるのではないかと期待しています。

国内外の啓蒙・普及活動に目を向けると、漫画・アニメというサブカルチャーと伝統文化の粋たる日本刀を合わせるという、全く新しい展示法を試みた「エヴァンゲリヲンと日本刀展」が記録的な大好評を得て全国で巡回展が行われ、海外では大好評を得たメトロポリタン美術館の“Art of the SAMURAI”に続き、アメリカ・ヨーロッパ・ロシアなどでも日本刀や甲冑を用いた展覧会が好評を博し、多くの刀剣ファンを作り出しています。

ほかにも数え切れないほど多くの啓蒙活動が世界中で行われており、これら業界関係者の不断の努力により育てられてきた発展への新芽を上手く育て上げるよう、今こそ私たち刀剣商も相互補助の精神のもと一丸となって尽力するべき時であり、全刀商がその起爆剤となることを願っております。

この記事は平成24年度に発行した『刀剣界』から再録したものです。

登録証の内容変更に簡素で迅速な手続きを望む

銃砲刀剣類所持等取締法（いわゆる「銃刀法」）が施行されて62年がたちました（昭和25年の制定当時は銃砲刀剣類等所持取締令。現行の銃刀法制定は昭和33年）。

終戦直後の過酷な刀狩りを経て、21年に勅令「銃砲所持禁止令」が施行されると、美術の対象と認められる刀剣類は例外として所持が許されましたが、銃砲刀剣類の取り締まりが日本政府に完全に委ねられるのは、この銃刀法まで待たなくてはなりませんでした。

同法では「文化庁長官は、…美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする」と明確に規定しています。

現在、私たちが取り扱う刀剣類の中にも、当時のいかにも古そうな銃砲刀剣類登録証が付いているものがあります。

しかし過去、各都道府県における受付や登録の方法がまちまちだったために、登録証に関するさまざまな問題が出てきていることも事実です。これは以前から、私たち刀剣商の死活問題になっています。

例えば、記載漏れや寸法の誤記などは、刀剣を取得した新所有者が名義変更を行う際に、登録証の記載内容と原票の不一致から初めて知ることとなります。法律に従って名義変更をするつもりが、不備であることには違いなく、見方によっては銃刀法違反になりかねません。

過去の記載内容が誤っていたり、不明確だったりする登録証の問題解決に時間がかかると、中には名義変更を怠る人も出てくるのではないかと懸念しています。これまでに登録された刀剣類は二百数十万点と言われますが、この中に名義変更する際に登録証不備とされるものがどれほどあるでしょうか。見当もつきません。

このようなときの対処法を合理的に簡素化し、迅速な処理をしていただければ、美術刀剣の普及に有益であり、ひいては文化財保護に大きく役立ちます。

当組合および各組合員は、一般の刀剣所有者や愛刀家の代弁者でもあるので、去る５月28日、深海理事長・飯田前理事長・清水専務理事とともに東京都教育庁地域教育支援部管理課文化財保護係を訪ね、現状を伺うとともに指導をいただいてきました。

当方の質問や意見に対する担当の方の主な回答は、以下の通りです。

○登録の精度向上を図るため、登録される刀剣類１点に対し２人の登録審査員が審査に携わり、正確な原票と登録証の作成に当たる。過去の記載漏れや誤記はなくしていく考えであること。

○登録申請書・内容変更事項届出書などの各種書類はホームページの「銃砲刀剣類登録のご案内」から誰でもいつでも入手できるようになり、このシステム処理のおかげで申請する側と受ける側が無駄のない迅速な対応が可能になったこと。

審査員２人態勢をしばらく継続しながら諸問題を改善していく方針であるとのこと。過去の事例を教訓にし、着実に向上していることが理解できました。

○東京都では以前は年間約4,000振の名義変更届を受理していたが、ここ数年は約6,000振を受理していること。

これは、警視庁や文化財保護係と当組合との連携によって、銃刀法の内容が組合員や愛刀家の皆さまに浸透してきている表れだと思います。

○登録証の不備問題に関しては文化庁の指導要項に従い、偽造・改ざんに関しては所有者が警視庁にその旨を届けて事件性がないと判断されたものに関しては、あらためて新規登録として登録証の発行をしていること。

この件については、専門性が問われるだけに総合的な判断が難しく、手続きも煩雑になりがちなところです。警視庁、教育庁、当組合の三者が、前向きに話し合える環境を作り、簡素な手続きで迅速な名義変更ができるよう進める必要があります。

都道府県により対応がまちまちである現在、全国共通の書式を作るなど、さらに透明性ある登録審査を目指すには、相互の情報交換が不可欠であると痛感しました。

○申請があれば、小刀にも登録証を発行していること。

○一般の方々から寄せられる質問のうち、刀剣類の金銭的価値（評価額）に関しては当組合を、鑑定に関しては２団体（公益財団法人日本美術刀剣保

存協会・日本刀剣保存会）を、内容次第では全日本刀匠会を紹介していること。

なお、東京都の文化財保護係からは当組合員に協力願いたい事項を２点承ってきました。

登録審査員の中には日ごろ仕事で私たちがお世話になったりする方もいますが、当日は非常勤の公務員として業務に携わっておられます。挨拶以上の会話は、一般の方から、審査員との間に癒着でもあるのではないかと誤解されかねません。また、仕事にも差し支えます。プライベートな話は極力控えてくださいとのことです。

もう１点は、審査会場にお客さまを同行される場合のことです。できるだけ登録審査代行の委任状をお客さまに書いてもらい、業者の方が代行して登録審査を受けてくださいとのこと。また、審査会場付近での品物や現金のやり取りなどはくれぐれも控えてほしいとのお願いでした。心したいものです。

過去の問題をどう処理するか、これから起こり得る問題にどう向き合っていくかは、こと登録証問題に関しては、組合だけでは到底解決できません。今後は登録審査制度の向上にむけて、関係省庁、各団体との関係をますます緊密にしていきたいと考えます。

（嶋田伸夫）

「登録証」の現状と課題

刀剣商の近ごろの悩みと言えば、景気の低迷や流通する商品の少なさなどいろいろあるが、「銃砲刀剣類登録証」も重大な問題の１つではなかろうか。

「登録証」の何が一番問題なのか―。それは所有者変更届にある。

銃砲刀剣類所持等取締法第17条に「登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、若しくは相続により取得し、……二十日以内にその旨を文化庁長官に届け出なければならない。」とあり、銃砲刀剣類登録規則第９条には「法第十七条第一項の規定による届出は、譲受け又は相続による取得の場合にあつては第五号様式の所有者変更届出書により、……しなければならない。」とあって、届け出が義務づけられているのである。

所有者変更届は、直接には都道府県教育委員会に提出する。刀剣の場合、規則に従い、登録番号、種別、長さ、譲り受け又は相続により取得した年月日、旧所有者の氏名などを所定の様式に記入して郵送すればいいではないかと思うだろうが、それだけでは済まない。都道府県ごとに届出書の様式が異なり、従って手続きも変わってくる。

掲示した東京都の様式では規則第五号様式よりも詳細な情報が求められ、しかも銃砲刀剣類登録証のコピーを同封しなければならない。この手続きは、規則には見当たらない所有者の住所変更についても同様に適用される（東京都教育委員会銃砲刀剣類登録事務等処理要項に基づく）。

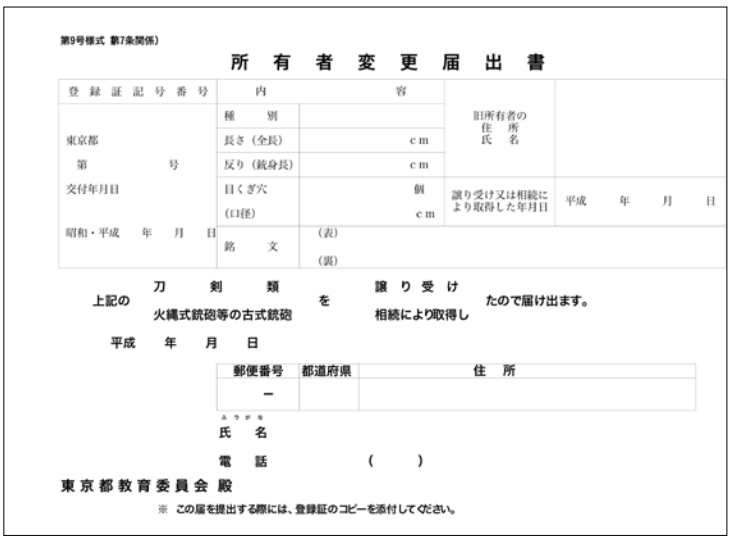

第9号様式 第7条関係）

所　有　者　変　更　届　出　書

登録証記号番号	内容			
	種別		旧所有者の住所 氏名	
東京都 第　号	長さ（全長）	cm		
	反り（鉈身長）	cm		
交付年月日	目くぎ穴（口径）	個 cm	譲り受け又は相続により取得した年月日	平成　年　月　日
昭和・平成　年　月　日	銘文	（表） （裏）		

上記の　刀剣類　を　譲り受け　たので届け出ます。
火縄式銃砲等の古式銃砲　相続により取得し

平成　年　月　日

郵便番号	都道府県	住所
ー		

氏名（ふりがな）

電話　（　）

東京都教育委員会殿

※ この届を提出する際には、登録証のコピーを添付してください。

東京都の所有者変更届出書

１カ月ほど経過し連絡がなければ変更手続きは完了したものと理解していいが、万が一「届出内容が登録原票と一致しない」などと連絡があったら大変である。現物確認審査を受け、それを基に登録証の訂正や再交付または新規登録をしなければならない。新規登録になると、場合によっては警察署に調査依頼をしたり、発見届までしなければならないことになる。

なぜこんなことが生じるかというと、登録証に間違いがあるからである。現物と長さが違っていたり、銘文の書き漏れや読み違いから単純な

誤字･脱字まで､「何で」と思うくらい間違いが多い。偽造や改ざんもある。

現物確認審査を実施するのは、①現物と登録証が一致しない、②登録証または登録原票に作成時の誤りが発見された、③登録証と登録原票との記載内容に相違があるときで、その場合は、鑑定申請書と現物確認審査申立書に記入し、登録証（写）と茎の押形または写真を添付して提出する。

仮に他道府県で登録された刀剣だと、そこの教育委員会に所定の申請書を送り、道府県から申請者在住地の東京都に対し審査依頼がなされる仕組みになっている。

審査の結果、不一致のときは全国照会を行い、登録の該当があったものはその道府県から再交付が受けられ、該当がなかったときは東京都が新しい番号の登録証を発行するということである。ただし、不一致の原因が登録証の偽造や改ざんによると疑われた場合､所轄の警察署に調査を依頼することになる。

刀剣登録制度は昭和25年の銃砲刀剣類等所持取締令（11月15日公布、11月20日施行）に始まる。それまでは、連合国最高司令官の民間武器回収命令を完全に履行するための銃砲等所持禁止令により、銃砲火薬類及び刀剣類の所持が禁止され､「刀剣類で美術品として価値のあるもの」などが所持禁止の除外となっていた。すなわち、当初は地方長官（東京都は警視総監）から刀剣類所持許可証が交付され、名義変更さえ許されなかった（従って売買も）。

取締令では銃砲・刀剣類の所持を原則的に禁止するものの､「文化財保護委員会の登録を受けて所持するとき」などは除外され､「美術品または骨とう品として価値のある火なわ銃式火器」と「美術品として価値のある刀剣類」が登録の対象に明記されたのである｡その後の銃砲刀剣類等所持取締法(33年)、銃砲刀剣類所持等取締法（40年）でも原則は踏襲されてきた。

所持の許可ではなく、ほとんどの刀剣を美術品と定義し、一振一振に登録証を発行し、国民の誰もが保有することのできるこの制度は当初、素晴らしいものだった。連合国側によって一律に武器とされ､戦利品として略奪され､あるいは無差別に接収され､滅亡にさえ瀕しつつあった状況から救ったのだと聞かされ､「なるほど、そうだったのか」と納得したものである。

しかしながら、あれから60年以上、登録制度の見直しはほとんど行われてこなかった。その結果、指摘したような運用上の不具合が多々生じている。

これは昭和の期間、所有者変更届が現実に行われず、規定が有名無実化していたことに原因があると思うのだが、いかがであろう。平成に至って、全国刀剣商業協同組合が主導して所有者変更届を出すようになり、登録証問題が一層如実になってきたのである。

また新規登録に際し、教育委員会の銃砲刀剣類登録審査会以前の、警察署における発見届現場での厳しい対応を指摘する向きも全国に及ぶ。

公益財団法人日本美術刀剣保存協会では、保存・特別保存刀剣などの審査において、登録証を重視するようになってきたという。

これらの問題については、都道府県教育委員会、警察庁、日本美術刀剣保存協会、日本刀文化振興協会、全国刀剣商業協同組合などの関係機関が解決に向けて協力し、行動していく必要があろう。わが組合と組合員は、最もかかわりの深い当事者として、継続して取り組んでいきたいものである。

（持田具宏）

刀剣類を輸出された方、登録証の返却はお済みですか？

平成24年４月１日から古美術品輸出鑑査証明手続きが変更になり、１年が過ぎました。

主な変更点は４つですが、特に重要な２点を紹介します。

①輸出鑑査証明の有効期間は１年（ただし、従来通り１回の輸出に限り有効)。登録銃砲刀剣類を含めたすべての古美術品の鑑査証明が１年になりました。

②証明申請に際して提出する銃砲刀剣類登録証は表面の写しです。登録証の原本は、刀剣類の輸出後速やかに、登録事務を行った都道府県教育委員会に直接返却します。

輸出は完了しているのに登録証をそのままにしている方は、至急返却してください。

輸出鑑査証明の有効期間は従来30日で、発行日から30日以内に輸出しなければなりませんでした。そ

の猶予期間が１年間に延長されたのですが、登録証は輸出後速やかに、発行元の都道府県教育委員会に直接返却する必要があるのです。

また、従来は申請時に登録証を返納していたため、既に返却済みと勘違いしている例もあるかもしれません。いずれにしても、登録証の未返却があるとのことなので、注意しましょう。

なお登録証を返却する際は、書留またはレターパックプラスなど、後日確認できる送付方法をお勧めします。教育委員会によっては受理の連絡がないところもありますので、念のため。　（冥賀吉也）

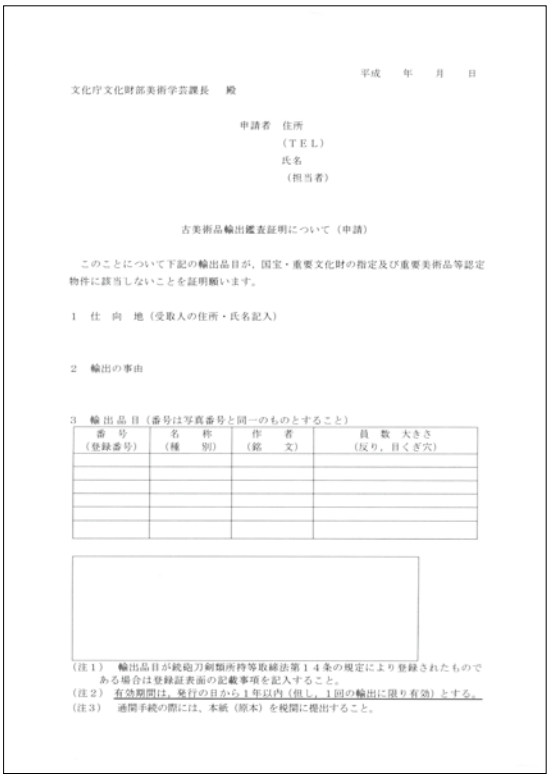

平成　年　月　日

文化庁文化財部美術学芸課長　殿

申請者　住所
（ＴＥＬ）
氏名
（担当者）

古美術品輸出鑑査証明について（申請）

このことについて下記の輸出品目が，国宝・重要文化財の指定及び重要美術品等認定物件に該当しないことを証明願います。

１　仕　向　地（受取人の住所・氏名記入）

２　輸出の事由

３　輸出品目（番号は写真番号と同一のものとすること）

番　号（登録番号）	名　称（種　別）	作　者（銘　文）	員　数　大きさ（反り，目くぎ穴）

（注１）　輸出品目が銃砲刀剣類所持等取締法第１４条の規定により登録されたものである場合は登録証表面の記載事項を記入すること。
（注２）　有効期間は，発行の日から１年以内（但し，１回の輸出に限り有効）とする。
（注３）　通関手続の際には，本紙（原本）を税関に提出すること。

古美術品輸出鑑査証明申請書

特定商取引法改正
押し買いトラブル防止の新法公布　買い取り物品の返品義務が発生

昨年来、金相場の上昇に伴って、個人の地金・貴金属アクセサリーなどの売却増加がニュースとなったことは記憶に新しい。

一方、時を少しおき、貴金属などの「訪問購入」（先方に出向き、物品を購入すること）に関するトラブルが各所で発生した。消費者庁によると、電話勧誘による貴金属の買い取り訪問を受けて、強引に買い取りを迫るいわゆる「押し買い」の消費者生活センターへの相談が急増した（21年度→22年度17.6倍、22年度→23年度1.7倍）。ほとんどが女性や高齢者からで、本件の対策が急務となっていた。

当初は、関係省庁、学者、弁護士等で「貴金属等の訪問買取に関する研究会」が持たれたが、その方向が「特定商取引法の改正」へ広がり、われわれ古物商に大きく関係する法案となった。

この「特定商取引の一部を改正する法律」は、消費者保護の観点から、訪問販売による一定期間内における返品キャンセルを可能とした現行法に、原則として、すべての物品の訪問購入に関する取引を追加するものである。

簡単に言うと、お客さまから査定依頼があり、出向いた古物商が訪問先でいったん購入に合意を受け、代金を支払い、物品を搬出しても、（場合により）８日間以内にお客さまから「やはり売るのはやめたい」と言われたら、キャンセルに応じる義務があるということである。

さらに、第三者への引渡し通知義務も発生する。平たく言うと、訪問購入して８日間以内に一般客相手や市場で売却する際、例えば「これは３日前に買ったので、あと５日以内に返品要請があったら返してください」と言う義務があるということだが、現実的に、売れにくくなる案内はし難い。

とは言え、平成24年８月22日に公布され、この日から起算して６カ月を超えない範囲内に施行される。返品を拒むなど違反があれば、処分の対象である。８日間保管するしかないのだろうか。

消費者庁は、関係省庁を通じて除外事項の申し入れを受け付けるが、検討された事項が反映される保

典型的な取引の流れのイメージ（勧誘からクーリング・オフ期間中まで）

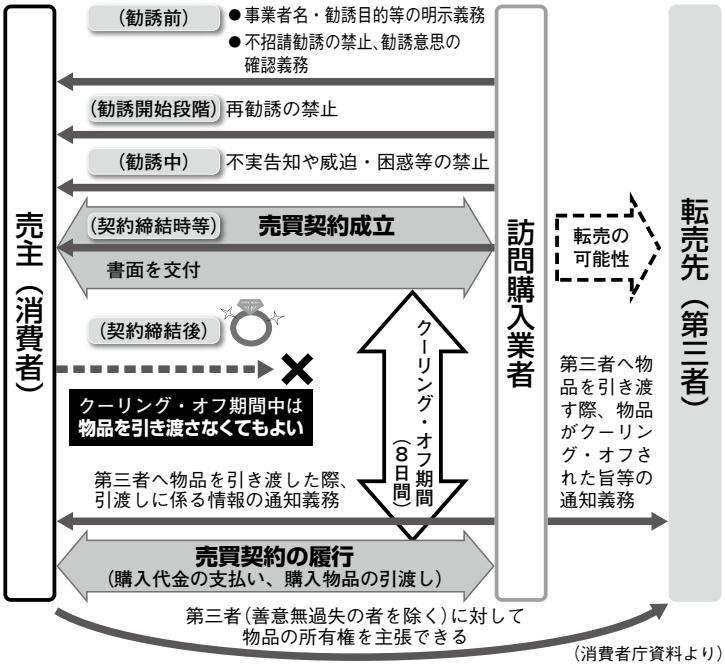

（消費者庁資料より）

証はないと言う。

美術業界では、申し入れの検討もあるとも聞く。消費者庁では随時、進行状況をホームページで公表していくそうであるが、紙面の都合上、本紙での詳細記載には限度があるので、ぜひ各自で確認してほしい。

ごく一部のマナー違反業者による、強引で脅迫じみた取引から弱者を守ることは必要である。しかし、その返品リスクを考慮した業者が厳しい査定をすれば、結果として消費者の利益が損なわれてしまうだろう。また、訪問を躊躇する業者が増えれば、鎧を運べないお年寄りや、数振の刀剣を運ぶことをためらうご婦人など、困る方も出るであろう。

本来守られるべき人が、不利益を被らない、塩梅の良い処方があればと思う。施行期限の来年２月まで、注視していきたい。

（伊波賢一）

訪問購入にクーリングオフが適用。違反者は行政処分も！
特定商取引に関する法律の一部改正施行される

特定商取引の一部改正が、平成25年２月21日施行された。

社会問題にもなった貴金属類の押し買い被害に端を発した本件が、消費者保護の観点から特定商取引法に広がり、販売だけでなく買い取りにもクーリングオフ（契約決定後８日以内に取引差し戻し）が可能な法改正である。

施行前日の２月20日、消費者庁主催で同法改正の説明会が港区三田で開催され、筆者も出席した。事前申込者限定であったが、会場は約100名の参加者で埋め尽くされ、関心の高さがうかがわれた。

法令担当者のよどみない１時間半の説明、厚みのある資料、予定時間を超える質疑応答と、実に中身の濃い説明会となった。そこで明らかになったのは、美術・古物業界の動きを含めて次のようなものである。

まず、その買い取りが来店（持参）されてのものか、訪問によるものか、に大別される。特定商取引は、訪問して消費者へ役務、商品の提供・受理を対象としているので、消費者の意思による来店取引、加えて業者間取引は、対象外となる。

この訪問の方法が、重要だ。訪問時、明確に商品を「確定」し、査定金額に関わらず買い取りを希望する場合は対象外だが、実際商品を見ないと評価額は算出できず、「査定金額の結果を聞いてから、売却するかしないかを決める」との問い合わせには、査定行為が優先され同法の対象となる。

実際の刀剣訪問買い取りは、次の通りとなる。

①事業者名、対象の物品が「刀」であること、「評価および購入に来た」ことを宣言する。ここで宣言していない貴金属が査定中に出てきても、買い取ることはできない。

②物品の種類、購入価格を入れた書面を提出する。書面には８日間のクーリングオフについての記載が必要。口頭の補足が奨励されている。

③もし査定額に同意いただけない場合、再勧誘は禁止。その場で、また後日の執拗な催促は厳禁である。

さらに売買成立（代金支払い）後８日間は、たとえ搬出されたものでも、費用請求なしに解除・返却希望に応じなければならない。この８日間は、意思表示からなので、中止要請が郵送できた場合、記入投函日から有効となるため、実際は数日増えるだろう。８日以内に店頭や市場で第三者に販売する場合、期間内に返品要請の可能性を売り先に示す義務もある。

なお、次の物品は消費者が利益を損なわない、また流通が著しく害される恐れがないとして除外された。自動車（二輪を除く）、アンティックを除いた家具、大型家電、書籍・ＣＤ・ＤＶＤ、有価証券（商品券）。

また、消費者が「金額にこだわらないので買い取りに来てほしい」と言った場合や、常連客（店舗で１回、店舗以外で２回以上の取引が過去にある場合）は適用に当たらない。

われわれは、鎧や槍などの大きな品物が除外されず、返品リスクがあることは残念であるが、美術品は過去にトラブルが記録されているようで、除外物件にはならなかった模様である。

なお本誌読者は、悪意のある訪問買い取りとは無関係だろうが、本件の罰則規定は、最高で３年以下の懲役または300万円以下の罰金とある。既に施行された同法は現在有効であり、注意が必要である。

詳しくは www.no-trouble.jpで確認されたい。

（伊波賢一）

組合加入受付期間の変更と大刀剣市出店資格についての新たな取り決めについて

去る３月17日開催の理事会において、全国刀剣商業協同組合加入申し込み時期の変更、および大刀剣市出店資格についての新たな取り決めがなされたので、報告します。

今まで組合加入希望者は、必要書類が整えば随時申し込みができましたが、平成25年度より年２回、４月と10月に申し込みを受け付けることになりました。新規組合員の承認には理事会の決議が必要なため、必ず理事会が開かれるその前月に申し込んでいただくことに決まりました。

「書類も整えて申し込みをしたのに、いつになったら承認の返事がもらえるんだろう」との苦情も時にありましたが、これからは組合としても２回の理事会で集中的に審議できます。

なお、加入の際の推薦保証人が亡くなったり、その方が組合を脱会したときには、新たな保証人を付けていただくことになりました。加入から５年間は、この手続きが必要です。

当組合の加入基準はそれほど厳格ではありません。店舗がどうかとか、業歴が一定年数を超えているかなどと問われることもありません。極端に言えば、２名の推薦者（組合員）がいれば入会が可能です。

そのような背景もあって、本来なら入会後の営業活動などをじっくり拝見させていただいた後に、信用取引である組合交換会への出席の承認をするべきではないか、また国際的なイベントである大刀剣市への出店の承認条件をもう少し考慮すべきではないか、などの論議が継続してなされてきました。

交換会に関してはお知らせした通り、既に買い高制限の変更を実施しています。

大刀剣市については、今までは組合入会が決まればすぐに出店が可能でしたが、今後は３年ぐらいの据え置き期間を設けてはとか、空き待ち制にしてはという声もありました。理事会にて審議した結果、組合加入後１年間、出店資格を据え置くということに決まりました。

現在、大刀剣市の出店数は75を超え、延べ来場者は5,000名に達します。これだけの規模になると、東京美術倶楽部のスペース的な面と、現在の女性２人の事務局体制では限界に達していると思われます。いや、実際には既に限界を超えています。超えている部分は、美術倶楽部の協力、職方諸師の奉仕、非出店組合員と実行委員会の裏方の支え、来場者各位の辛抱で補っている現状です。

出店資格の猶予措置等へのご理解、よろしくお願いします。

（服部暁治）

大刀剣市の保険システム

還暦過ぎても高額な保険金など一度も受け取ったことがないもので、今まで支払った掛け金を考慮すると、何かえらい損をしたような気持ちになるのですが、実際はそういう高額な保険金を受け取るような局面に遭遇しなかったことに、感謝すべきなのでしょう。

組合主催の大刀剣市も10年ほど前から損害保険に加入していますが、これは高額の刀装具の窃盗被害が発端です。

大刀剣市が回を重ねて広く認知されるに従い、入場者が増加し、特にオープニングの直後はお客様が怒濤のごとく入ってこられ、通路は身動きが取れない状態になります。不届き者にとっては格好の舞台です。

鐔・小柄・目貫などの刀装具はサイズが小さいこともあり、「なくなった」「盗まれた」という声は初期のころから聞いていました。対策として入場料を頂き、混雑の緩和を期し、保険加入で被害の補てんを目論見ました。

古美術品は、保険会社にとってとても扱いにくいものと推測できます。盗まれやすい、傷つきやすい、評価が曖昧である、盗まれたのかなくしたのか店主も判断できない場合がある、そして狂言の恐れもあります。

私の店でも動産保険に入ろうと保険屋さんに聞いたところ、できるものならかかわりたくないと思われるような保険料の提示を受けたことがあります。

およそわれわれが保険に入る動機は、家や店の火事、車での事故、ガンなどの大病ほか、人生の危機的状況の際の金銭的負担の軽減が目的です。

ビジネスに観点を置くと、店舗の火災、賠償しきれないほどの高額な品物の預かり、この商品が紛失・盗難に遭ったら店の屋台骨が揺らぐ―こういうとき保険の２文字を思い浮かべます。しかし、保険の契約の段になると、免責条項の多さと複雑さにとまどってしまいます。

先般、大刀剣市の開催期間中に加入する損害保険の説明会が行われました。気になる免責事項ですが、通常、立証が難しい「万引き」は不担保になるそうですが、大刀剣市の性格上、この不担保を外し、会期中は万引きも補償されるそうです。

気になるのは、今までの契約では、簿価が100万円以上は保険金支払い対象外ということです。このことを正確に認識していた大刀剣市実行委員は、果たしてどれだけいるでしょうか。

となると、該当の高額商品は３日間、ガラスケースから出すわけにいかないということになるのかな。特に刀装具は絶対出せない！ でも、ケースから出して見せなければ売れないし…。

ホンネは、高額品を保険金支払い対象にして、と言いたいところ。同じ保険でも、長い人生に対応するものと、３日間の美術イベント対象ではずいぶん違うんだなぁ、と。「何を今になって悟って」と、出店者各位には叱られそう。

コスト・パフォーマンスからすればこんなものと割り切るか、個別に高額の損害保険を選択するか、それも自己責任ということでしょうか。

（服部暁治）

「大刀剣市」と「明美ちゃん基金」

全国刀剣商業協同組合は設立以来25年間、「大刀剣市」に際して募金を行うなど、「明美ちゃん基金」を応援してきました。しかしながら、「明美ちゃん基金」について、「何となく知っている」が、「詳しくはわからない」と言う方が少なくないので、あらためて「明美ちゃん基金」の成り立ちとその意義についてまとめてみました。

▽「明美ちゃん基金」とは

「明美ちゃん基金」は、先天性心臓病などに苦しみながら、経済的事情で手術を受けることができない子供たちを救うため、産経新聞社が提唱して設立された基金です。活動基金はすべて一般の人たちからの寄託金で賄われ、これまで40年以上にわたり、100人を超える幼い命を救ってきました。

▽１通の投書から基金が誕生

昭和41年６月７日、一通の投書がきっかけとなり、

『サンケイ新聞』（現『産経新聞』）社会面に闘病生活を送る少女の記事が載りました。

少女は鹿児島県に住む伊瀬知明美ちゃん（当時５歳）。生まれつき心臓の右心室と左心室の間に穴が開いている心室中隔欠損を患い、「手術をしなければ、あと２、３年の命」と宣告されていました。手術費は50万円。現在の500万円にも相当します。８人家族で農業を営む両親にとって、わずかな田んぼを売り払っても到底手の届かない大金でした。

「明美ちゃんを救おう」。記事は大きな反響を呼び、その日のうちから産経新聞社の社会部に電話や手紙が殺到し、１週間後には420件・425万円余りが集まり、手術に必要な金額をはるかに上回りました。

「明美ちゃん基金」の募金に快く応じる組合員

「まだ第２、第３の明美ちゃんがいることと思います。そのような人たちに１日も早く明るい日を与えてください」（神奈川県の中学３年生たち）。善意を寄せた人の中には、こんな意見も多くありました。同社は、明美ちゃんの両親や、手術を引き受けた東京女子医大付属心臓血圧研究所の所長・榊原仟教授らと協議しました。

こうして、早くも同月の15日、心臓病の子供を救う日本で初めての基金「明美ちゃん基金」が誕生しました。

▽広がる使命

明美ちゃんは、直ちに心臓血圧研究所へ入院しました。当時、心臓病の世界的権威と言われた榊原教授の執刀で、手術は成功しました。

その後、「第２、第３の明美ちゃん」たちが基金の適用を受け、元気を取り戻していきました。基金の活動をきっかけに、先天性心臓病の子供に対する国の対策も前進しました。それにつれて、基金には、発展途上国の子供たちを救うという新たな使命が加わっていきました。

「明美ちゃん基金」は40数年にわたり“愛と命のバトンタッチ”という大きな善意の橋渡し役として成長してきました。この灯をみんなでいつまでもともし続けたいものです。

大刀剣市には初回から、基金の運営に当たる産経新聞社とフジサンケイ ビジネスアイの絶大な後援をいただいてきました。おかげさまで、25回目の今回は昨年を上回る2,996人（チケット入場者数）が見えられました。お客さまや組合員から寄せられた明美ちゃん基金への善意は、合計16万148円でした。ありがとうございました。　（持田具宏）

大刀剣市の会場風景

組合機関紙編集委員会の歴史

25年前の組合設立当初から、組合機関紙の発行は全国に所在する組合員相互の連帯という主要課題の達成手段の１つでした。

当時は、月刊のタブロイド判業界新聞が２紙発行されていたので、当組合は年４回発行の、Ｂ５判製本形態の季刊誌でスタートしました。

編集委員をどのように募ったかは覚えがありませんが、刀剣カタログや業界新聞などを発行した経験のある組合員を中心にして集まってきたようです。とはいっても、出版や編集の経験者は２、３人で、私も含め大多数の委員は初めての仕事だったと思います。編集長の口から出る専門用語、版下・割り付け・初校・アート紙・コート紙…などに戸惑ったものでした。

各編集委員が原稿を依頼したり、収集したり、また自ら筆を執ったり、誤字・脱字の校正に集まったりと、商売のかたわら不慣れな業務をこなすのは負担が大きいようでしたが、皆若くて燃えていたんでしょう。第１号は無事、発刊に至りました。名称は現在も年報として発行されるものと同じ『全刀商』です。

年４回の発行はしばらく続いていましたが、次第に発刊の遅延が慢性化してきました。そこで当時の執行部は、編集委員の負担軽減と機関紙の定期発行を両立させるため、タブロイド新聞形式４ページの『組合だより』を導入しました。毎月か隔月の発行で、『全刀商』の発行の間を埋める目的でのスタートでした。

また、このころより「大刀剣市」のカタログ発刊も始まり、いつしか機関紙編集委員が大刀剣市のカタログ作成作業も兼務するようになりました。新大久保の13階の組合事務所に集まり、夜遅くまで作業をしていたのは、今となっては組合機関紙編集をしていたのか、大刀剣市カタログ作成作業をしていたのか、ぼんやりしてしまいました。

このような経緯で、また『組合だより』の発行の遅延が目立ちはじめました。危機感を抱いた執行部は、『組合だより』の製作を外部の専門家に委託しました。今で言うところのアウトソーシングです。名称も『刀界ニュース』と変更し、２ページか４ページの構成でしたが、定期発行を第一義とした一時的な措置でした。『刀界ニュース』は依頼していた専門家が急逝され、２年ほどで終刊しました。

それからは、忘れたころになって組合員の手元に『組合だより』か『全刀商』がポツンと届くという状況が長く続きました。

振り返るに、執行部に出版業務に精通した人がいたときは発刊が定期的だったことは 論を待ちません。一緒に作業をしていた仲間が諸般の事情で去っていったのは残念ですが、本業刀屋の編集委員会に 新しい仲間が入ってきて、「ペンを執る」から「キーを叩いて、ハイ送信」に変わっていくこの時代を見守りましょう。

（服部暁治）

『刀剣界』編集委員会の一コマ

議　　事

夏の始まりを告げる三社祭が催行される５月17日㈮、東京美術倶楽部において全国刀剣商業協同組合は第26回通常総会を開催した。

定刻の午前10時、司会を務める松本義行氏の指名により、土肥豊久副理事長が開会の辞を述べた。次いで、司会者が本日の出席状況を報告し、組合員総数188名中出席176名（内訳出席79名、委任状97名）であるから本総会が成立することを告げた。

続いて深海信彦理事長が挨拶に立ち、この１年間の事業活動の概要について報告した。

議長の選出に移り、司会者がその方法を出席者に諮ったところ、「司会者一任」の声があったので、司会者は深海理事長を議長に指名、選任された。

審議の経過と結果は以下の通り。

第１号議案「平成24年度事業報告承認の件」

清水儀孝専務理事が平成24年度事業について概要を報告し、議長がその可否を諮ったところ、満場一致をもって異議なく承認された。

同「平成24年度会計報告承認の件」

伊波賢一常務理事が原案を説明した後、赤萩稔・持田具宏両監事より監査報告があり、諮ったところ、満場一致をもって異議なく承認された。

第２号議案「平成25年度事業計画案決定の件」

清水専務理事が説明し諮ったところ、満場一致をもって異議なく原案通り可決した。

第３号議案「平成25年度収支予算案決定の件」

伊波常務理事が説明した諮ったところ、満場一致をもって異議なく原案通り可決した

第４号議案「役員報酬の件」

第５号議案「経費の賦課及び徴収に関する件」

第６号議案「平成25年度借入金残高の最高限度に関する件」

第７号議案「１組合員に対する貸付け、又は１組合員の為にする債務保証の残高の最高限度に関する件」

第４～７号議案について齊藤恒常務理事が逐次説明した後、議長がそれらの可否を諮ったところ、満場異議なく原案通り可決した。

本年度の総会では役員改選があるため、第９号議案を先行して審議した。

第９号議案「その他」

以前から理事会の議題に挙がっている組合事務所移転問題について諮ってほしい旨の提案がなされたので、議長が事務所問題提起委員会および理事会一任としてはとの提案をしたところ、異議なく承認された。

第８号議案「役員改選の件」

深海議長は、第８号議案の審議について議長を清水専務理事に交代したい旨を議場に諮ったところ、異議なく承認された。議長を引き継いだ清水は、今期役員選出に当たっては定款第５章第25条・第31条に従って選挙による方法を採る旨説明した。

加えて、事前に案内の通り、理事会決議の選挙方法により不在者投票22名、選挙委任状52通、無効票７通を規定通り適正に処理し、出席者による無記名投票選挙とすること、その他注意事項について説明が行われた。

その後、議長により選挙管理人の任命がなされ、選管長に町田久雄氏、選管に大平岳子氏・髙橋正法氏･大塚康徳氏･飯田慶雄氏、立会人に水野光幸氏･大林幹夫氏が就いた。選管長の指示により、直ちに別室で選挙が行われた。

投票の結果、下記の17名が今期理事に当選し、その氏名が町田選管長より発表され、当選人は全員就任を受諾した。

〈第27期役員選挙､理事当選人〉赤荻稔･飯田慶久･伊波賢一・大平岳子・猿田慎男・嶋田伸夫・清水儀孝・生野正・瀬下明・髙橋歳夫・綱取譲一・土肥豊久・服部暁治・深海信彦・冥賀吉也・持田具宏・吉井唯夫　〈監事〉佐藤均・笠原泰明

新理事決定後、議長は新理事長を無記名投票による選挙で選出する旨を議場に説明し、即時別室にて第１回の理事会が開催された。その結果、満場一致で深海信彦理事が理事長に選ばれた。町田選管長より議場に発表された。

以上をもって議事を終了したので、議長は退任の挨拶を述べ、川島貴敏前副理事長が総会終了を宣した。

（清水儀孝）

平成24年度事業報告

（平成24年４月１日～平成25年３月31日）

Ⅰ　事業活動の概況に関する事項

平成24年度の組合活動は５件の不払い事故発生を抱えながらも、組合員のご協力により「大刀剣市」「通常交換会」等の組合主要事業は、経済、金融、総務各委員会の尽力により、不況下ながらも昨年同様の成果を収めることができ、また組合設立当時より発行いたしておりました機関誌『全刀商』・機関紙『刀剣界』も復活させ、それぞれ第21号、第10号発行までに至り、組合員・編集委員他関係者のご協力の下、おかげさまで好評を得ております。

Ⅱ　運営組織の状況に関する事項

１．組合員数及び出資口数（出資１口20,000円）

	前年度末現在		期間中移動					本年度末現在	
			加入		増資	脱会			
	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数	増資口数	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数
計	194	1923	3	20	0	12	71	185	1872

賛助会員82名

２．直前３事業年度の財産および損益の状況

（当該事業年度は含まない）

	平成24年3月25期	平成23年3月24期	平成22年3月23期
項目	前期	前前期	前前前期
資産合計	131,062,351	91,647,924	87,202,072
純資産合計	73,705,301	58,888,190	57,408,847
事業収益合計	81,493,652	55,272,197	49,718,625
当期純利益金額	14,697,111	1,194,343	1,050,100

3. 組合組織

⑴役　員：理事20名、監事２名

⑵役　職：理事長１名、副理事長３名、専務理事１名、常務理事２名

⑶顧　問（１名）：天田昭次

相談役（３名）：朝倉万幸、福永昭二、柴田和夫

参　与（２名）：齋藤雅稔、伊波徳男

⑷事務局：職員２名

⑸組　織：①経済委員会、②金融委員会、③総務委員会

⑹関連団体：全国中小企業団体中央会

4. 会議開催概要

第25回通常総会

平成24年５月17日　於東京美術倶楽部

出席129名

第１号議案：平成23年度事業報告承認の件、可決
平成23年度会計報告承認の件、可決
監査報告、可決

第２号議案：平成24年度事業計画案決定の件､可決

第３号議案：平成24年度収支予算案決定の件､可決

第４号議案：役員報酬の件､可決

第５号議案：経費の賦課および徴収に関する件､可決

第６号議案：平成24年度借入金残高の最高限度に関する件､可決

第７号議案：１組合員に対する貸付け、または１組合員の為にする債務保証の残高の最高限度に関する件、承認

第８号議案：その他、可決

理　事　会

第１回　平成24年７月17日

出席12名　委任状４名

第１号議案：第25回「大刀剣市」に向けて、重文室テーマ、承認

第２号議案：組合交換会不払い事故に関する件、承認

第２回　平成24年10月17日

出席14名　委任状２名

第１号議案：大刀剣市準備についての件、承認

第２号議案：組合交換会不払い事故の対応に関する件

①組合交換会不払い組合員４名の債権額とその後の対策の経緯について
出資金・破産・裁判他の状況

②新たな不払いとその対応・対策方法について
債権額・出資金他の状況

③今後の不払いに対する防止策について
買い高制限･小向取引･入会規約等の見直し

④組合諸事業への理事全員の協力､要請について
評価・買入れ・登録代行・その他

⑤｢大刀剣市｣の進行状況について
広告・広報活動・重文室・新作刀コーナー
両団体より出品・重文室展示品借用

⑥その他：新法対策（特定商法）、

①～⑥承認

第３回　平成25年３月17日
出席11名　委任状５名
第１号議案：組合入脱会者承認・報告、承認
第２号議案：組合事務所移転問題について、承認
第３号議案：その他、承認
第４回　平成25年４月17日
出席13名　委任状３名
第１号議案：第26期年度末報告・今期事業計画案、承認
第２号議案：総会に向けての件、役員改選選挙方法･委任状･不在者投票について、承認
第３号議案：組合新規入会者承認の件、承認

委員会

常務会２回、金融委員会５回、理事懇談会５回、経済委員会12回

5. 慶弔事項
弔事
組 合 員：岡田茂廣（ご本人）
賛助会員：尾川邦彦（ご本人）、臼木良彦（ご尊父様）

Ⅲ　事業別概要
１．経済委員会の事業活動
①市場運営事業
通常交換会が12回開催されました。出来高は下記の通りです。

	会場	日時	出来高	出席数
第１回	東京美術倶楽部	平成24年４月17日	￥43,723,000	63
第２回	〃	５月17日	￥29,264,500	83
第３回	〃	６月17日	￥18,574,000	61
第４回	〃	７月17日	￥17,146,500	67
第５回	〃	８月23日	￥13,526,500	60
第６回	〃	９月17日	￥15,240,500	55
第７回	〃	10月17日	￥16,040,400	58
第８回	〃	11月17日	￥17,758,000	65
第９回	〃	12月17日	￥14,432,000	60
第10回	〃	平成25年１月17日	￥9,990,000	60
第11回	〃	２月17日	￥14,098,550	48
第12回	〃	３月17日	￥12,472,650	60
計			￥222,266,600	740

②共同販売促進事業（大刀剣市）
組合事業大イベントに定着した「大刀剣市」は、10月26日～28日の３日間、産経新聞社フジサンケイ ビジネスアイの後援により例年通り東京美術倶楽部において、73店舗の参加により開催されました。恒例の「お宝鑑定」、日本美術刀剣保存協会・日本刀文化振興協会の協力により、職方との提携をしつつ「現代刀匠優品展示」「現代刀匠による銘切り実演」、特別企画として「清盛と頼朝の時代の刀」展の催しが「大刀剣市」を、大いに盛上げました。
また、毎年同様に「カタログ」を作成し、商品販売の為だけでなく「大刀剣市」の記録誌としての価値も加わってきました。

事業収入	￥33,659,188	
総事業支出		￥25,484,450
事業利益		￥8,174,738
合　計	￥33,659,188	￥33,659,188

③共同購買事業

	「美術刀剣所有者変更届書」	販売中
書籍購入	骨董　緑青	在庫45冊 販売中
	肥前刀備忘録	在庫11冊 販売中
	佐野美術館図録（戦国武将の装い）	在庫27冊 販売中
	〃　（備前一文字）	在庫 8冊 販売中
	古物営業の実務	在庫19冊 販売中
	越前守助広大鑑	在庫29冊 販売中
	神津伯押形	在庫19冊 販売中
	座忘鐔撰	在庫16冊 販売中
	現代刀名作図鑑	在庫19冊 販売中
	甲冑武具重要文化資料	在庫 4冊 販売中
	大名家秘蔵の名刀展	在庫83冊 販売中
	伝統美と匠の世界	在庫24冊 販売中
	伝承の技と匠の世界	在庫56冊 販売中
	日本刀の悠久の美を見つめて	在庫21冊 販売中
	名刀と日本人	在庫298冊 販売中
DVD（刀匠会）	百錬精鐵（月山貞利）	在庫18本 販売中

２．金融委員会の事業活動
昨年同様、組合員各位、交換会の立替金として商工中金からの借入をこれに充当している。

３．総務委員会の事業活動
①共同宣伝事業
イ．「大刀剣市」並びに併催イベント
ロ．「大刀剣市」及びイベントに関しての記事掲載：産経新聞社・読売新聞社・フジサンケイ ビジネスアイ・刀剣美術 他 新聞各社（日経新聞、日刊スポーツ、報知新聞、夕刊フジ、東京スポーツ）
ハ．その他関係機関、団体に季節広告等
②　その他
イ．「大刀剣市」開催時に於ける「明美ちゃん基金」への寄付を募る
ロ．組合員の慶弔庶務事項の処理
ハ．理事会、組合規約、事業計画案等の文書作成

平成25年度事業計画

（平成25年４月１日～平成26年３月31日）

本年度は、組合員の増加ならびに各委員会の内容充実を主題とし、より一層の組合員結束強化と経済情勢を睨みながら各委員会の活動拡大、関係諸団体との連携を深め、組合ならびに組合員の社会的・経済的地位の向上を図る。

１．経済委員会の事業活動

①市場運営事業

本年も、昨年と同様に通常交換会方式を遂行し、開催日も毎月17日と定めました。

⑴開　催　12回
⑵会　場　東京美術倶楽部
⑶方　法　交換会規約に基づく
⑷取引高　各回1,300万円
⑸手数料　４％
⑹経　費　一開催45万円

②共同販売事業（「大刀剣市」とイベント）

昨年同様、東京美術倶楽部にて10月25日㈮・26日㈯・27日㈰の３日間に「大刀剣市」の開催を予定しております。

「お宝鑑定」につきましても、例年の通りに予定しております。

③共同購買事業

書籍、手入道具等、付帯用品の共同購買を継続します。

２．金融委員会の事業活動

既に実施された融資を継続して行います。

特定金融機関　⟶　組合員
（組合保証）

３．総務委員会の事業活動

①教育情報事業
・『刀剣界』『全刀商』誌等の発行

②共同宣伝事業
・「大刀剣市」とイベント時の新聞・業界紙・インターネットへの広告発信
・産経新聞・フジサンケイ ビジネスアイ・読売新聞・他新聞・刀剣美術への刀剣類関係の記事掲載
・カタログ作成配布
・業界他団体との共同事業計画（刀匠会・保存協会・刀文協）
・他関係機関、団体への季節広告

③古物営業法改正に伴う諸作業

④その他
・盗難品触れの配布、関係団体との折衝、通知資料の配布

平成25年度収支予算（案）

〈収入の部〉

科　目	金　額	備　考
市場運営営業収入 交換会受取手数料	￥7,440,000	通常交換会　￥6,240,000 （13,000,000×4%×12回） 会費収入　￥1,200,000
共同販売事業	￥25,000,000	大刀剣市収入金
賦課金収入	￥2,695,000	組合員（190人×￥12,000） 賛助会員（83人×￥5,000）
事業外収入	￥5,200,000	受取利息、雑収入、その他の事業収入
合　計	￥40,335,000	

〈支出の部〉

科　目	金　額		備　考
事業費	￥28,900,000		
市場運営		￥4,800,000	運営費、会場費、利息、他
共同販売事業費		￥22,000,000	大刀剣市開催費用 全国紙広告代、雑費他
教育情報費		￥2,000,000	組合新聞発行（刀剣界・全刀商誌）
事業運営費		￥100,000	総会、他の事業費
一般管理費	￥11,435,000		
職員給料手当		￥6,000,000	職員給賞与・人件費等
事務消耗品		￥1,000,000	リース・カウンター・FAX料・事務消耗用品
通信費		￥900,000	NET・TEL・携帯・宅配・メール便・電報等
旅費交通費		￥580,000	定期代・査定交通費・運搬用駐車場費
会議費		￥30,000	理事会、委員会他
交際費		￥100,000	渉外関係
水道光熱費		￥145,000	光熱費（ガス・水道・電気）
諸会費		￥300,000	関係団体
支払手数料		￥800,000	顧問料（経理士・司法書士）
福利厚生費		￥250,000	社会保険料・労働保険料
広告宣伝費		￥255,000	組合ホームページ
慶弔費		￥50,000	慶弔費
管理費		￥500,000	スカイプラザ（組合）
雑費		￥75,000	アルソック警備保障他
租税公課		￥450,000	諸税金・印紙
合　計	￥40,335,000	￥40,135,000	

４．役員報酬の件

役員は、無報酬とする。

５．経費の賦課および徴収に関する件

本組合の平成25年度12ヵ月分の賦課金は次の方法により徴収する。

①定額一律賦課徴収

現金または振込一括納入　1,000円×12ヵ月=12,000円
賛助会員　＝ 5,000円

②消費税の取扱い

賦課金は、課税対象外として取り扱うから、課税仕入れにならない。

6．平成25年度借入金残高の最高限度の件
　組合事業振興資金に充てるため金融機関からの借入金残高の最高限度額を２億円と定める。

7．１組合員に対する貸付け、または１組合員のためにする債務保証の残高の最高限度に関する件
　１組合員に対する貸付け、または１組合員のためにする債務保証の残高の最高限度を3,000万円と定める。

8．役員改選

9．その他

大刀剣市 2013

本年も東京美術倶楽部において「大刀剣市」を開催いたします。

期日：10月25日㈮
　　26日㈯
　　27日㈰

全国刀剣商業協同組合

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-18-10 新宿スカイプラザ1302

TEL03(3205)0601　FAX03(3205)0089

新組合員・賛助会員紹介

平成24年４月以降に新規加入・独立加入された組合員、ならびに賛助会員の皆さまです。お名前・屋号（刀職種）・所在地（住所）・電話番号の順でご紹介します。

〈組合員〉

●松 浦　孝 子（㈲紀伊国屋）
〒372-0812 群馬県伊勢崎市連取町1836-１
☎0270(26)7778

●土屋　幸多郎（刀酔庵 至誠堂）
〒399-0035 長野県松本市村井町北２-１-76
☎0263(86)7373

●神 崎　公 男（古美術神崎）
〒251-0861 神奈川県藤沢市大庭5103-６
☎0466(88)0686

〈賛助会員〉

●平 井　隆 守
〒501-3977 岐阜県関市清水町43 シティハイツ鵜飼A103
☎0575-25-0928

●阿 部　一 紀（研師）
〒113-0024 東京都文京区西片２-16-５
☎03(3814)8607

●三 島　幹 則（白銀師）
〒799-0413 愛媛県四国中央市中曽根町1615-２
☎0896(23)6760

■平成25年度役員

理 事 長	深海信彦		
副理事長	猿田慎男	土肥豊久	冥賀吉也
専務理事	清水儀孝		
常務理事	伊波賢一	服部暁治	
理　　事	赤荻　稔	飯田慶久	大平岳子
	嶋田伸夫	生野　正	瀬下　明
	髙橋歳夫	綱取譲一	持田具宏
	吉井唯夫		
監　　事	笠原泰明	佐藤　均	

■平成25年度委員会構成

各委員会代表　　深海信彦（理事長）

経済委員会

委 員 長　猿田慎男
副委員長　伊波賢一　清水儀孝

①市場運営部会　（以下○印は部会長）
○土肥豊久　猿田慎男　赤荻　稔
佐藤　均　嶋田伸夫　生野　正
瀬下　明　綱取譲一　持田具宏
〈買高担当〉
○深海信彦　清水儀孝　服部暁治

②共同宣伝部及び共同販売促進部会（大刀剣市）
○冥賀吉也　清水儀孝　伊波賢一
飯田慶久　佐藤　均　嶋田伸夫
生野　正　瀬下　明　綱取譲一
服部暁治　吉井唯夫

③評価鑑定部会（大刀剣市）
○髙橋歳夫　土肥豊久　飯田慶久
佐藤　均　瀬下　明

金融委員会

委 員 長　土肥豊久
副委員長　清水儀孝　伊波賢一
委　　員　服部暁治　飯田慶久　大平岳子
赤荻　稔　綱取譲一

共同購買部会（書籍など）
○服部暁治　清水儀孝　嶋田伸夫
吉井唯夫

総務委員会

委 員 長　冥賀吉也
副委員長　服部暁治　清水儀孝
委　　員　伊波賢一　赤荻　稔　大平岳子
佐藤　均　嶋田伸夫　生野　正
瀬下　明　持田具宏

①調査研究部会（インターネット関連含む）
○嶋田伸夫　佐藤　均

②教育情報部会（『刀剣界』『全刀商』編集）
土子民夫
○冥賀吉也　清水儀孝　伊波賢一
服部暁治　嶋田伸夫　持田具宏
藤岡弘之ほか編集委員全員

③防犯対策部会
○笠原泰明　伊波賢一　飯田慶久
持田具宏

④福利厚生部会
○吉井唯夫　大平岳子　持田具宏

青　年　部

飯田慶雄　大平将広　大西芳生
川島香奈子　齋藤隆洋　新堀　徹
新堀賀将　瀬下昌彦　髙橋正法
土肥富康　簇谷大輔　服部一隆
松本義行　冥賀亮典　宮沢　琢

平成24年度組合活動の記録

（平成24年４月１日～25年３月31日）

4月 5日　『刀剣界』取材のため公益財団法人日本美術刀剣保存協会を訪問。清水専務理事・伊波常務理事・嶋田理事・服部理事。

16日　平成23年度の会計監査を実施。赤荻監事・持田監事。立ち会い清水専務理事・服部理事。

17日　東京美術倶楽部にて組合交換会を開催。参加63名、出来高43,723,000円。

17日　東京美術倶楽部にて理事会を開催。出席者、深海理事長・猿田副理事長・土肥副理事長・川島副理事長・清水専務理事・齋藤常務理事・青木理事・朝倉理事・飯田理事・嶋田理事・新堀理事・髙橋理事・綱取理事・服部理事・冥賀理事・吉井理事。橋本健一郎・村上和比子両名の組合入会を承認。

17日　『全刀商』編集委員会を開催。出席者、深海理事長・清水専務理事・嶋田理事・綱取理事・服部理事・冥賀理事・持田監事・飯田慶雄氏・大平将広氏・齋藤隆久氏・藤岡弘之氏・松本義行氏・宮澤琢氏・土子民夫氏。

25日　第25回通常総会資料を送付。

25日　『刀剣界』第５号最終校正。深海理事長・服部理事・土子氏。

5月 8日　『刀剣界』入荷発送。

17日　東京美術倶楽部にて第25回通常総会を開催。出席81名、委任状74名。

17日　東京美術倶楽部にて組合交換会を開催。参加84名、出来高29,000,000円。

17日　東京美術倶楽部にて『刀剣界』編集委員会を開催。出席者、深海理事長・川島副理事長・服部理事・冥賀理事・綱取理事・持田監事・飯田慶雄氏・齋藤隆久氏・藤岡弘之氏・松本義行氏・生野正氏・新堀賀将氏・宮澤琢氏・大平将広氏・土子氏。

18日　公益財団法人日本美術刀剣保存協会と公益財団法人日本刀文化振興協会の懇談会にオブザーバーとして組合より深海理事長・冥賀理事・服部理事が参加。

25日　『刀剣界』第６号の暑中見舞い広告募集の案内を発送。

28日　登録審査業務の件につき、深海理事長・清水専務理事・嶋田理事・飯田理事が東京都文化財保護係を訪ね協議。

29日　長野県諏訪警察署よりの品触れを組合員・賛助会員にＦＡＸ通信。

6月 4日　第24回「大刀剣市」出店申込案内を発送。

11日　深海理事長・清水専務理事が警察庁生活安全課を訪問。

17日　東京美術倶楽部にて組合交換会を開催。参加61名、出来高18,574,000円。

22日　紙パルプ会館にて『全刀商』編集委員会を開催。『刀剣界』暑中見舞い広告調整。出席者、深海理事長・清水専務理事・綱取理事・冥賀理事・持田監事・齋藤隆久氏・服部一隆氏・藤岡氏・松本氏・生野氏・宮澤氏・大平氏・土子氏。

27日　組合員証（メンバーズカード）・身分証明書（警察庁生活安全課許可）の案内を発送。

7月 1日　銀座・ルノアールにて『刀剣界』『全刀商』編集委員会を開催（校正）。出席者、深海理事長・清水専務理事・嶋田理事・綱取理事・服部理事・持田監事・飯田慶雄氏・大平将広氏・齋藤隆久氏・生野正氏・新堀賀将氏・藤岡弘之氏・松本義行氏・宮澤琢氏・土子民夫氏。

13日　深海理事長が町村信孝衆議院議員の勉強会に出席。

13日　『刀剣界』第６号、『全刀商』第21号が入荷。

17日　東京美術倶楽部にて組合交換会を開催。参加67名、出来高17,146,500円。

17日　組合交換会会場にて「大刀剣市」図録掲載品を集荷（第１回）。担当清水専務理事・嶋田理事。

17日　理事会を開催。出席者、深海理事長・猿田副理事長・土肥副理事長・川島副理事長・清水専務理事・伊波常務理事・嶋田

理事・新堀理事・髙橋理事・服部理事・冥賀理事。

17日　『刀剣界』第７号編集委員会を開催。出席者、深海理事長・綱取理事・服部理事・冥賀理事・持田監事・大平氏・齋藤氏・生野氏・新堀氏・藤岡氏・松本氏・宮澤氏・土子氏。

18日　「大刀剣市」図録掲載品を撮影（第１回）。

24日　名刀会会場にて「大刀剣市」図録掲載品を集荷（第２回）。担当清水専務理事・嶋田理事。

26日　「大刀剣市」図録掲載品を撮影（第２回）。

8月 1日　銀座刀剣倶楽部会場にて「大刀剣市」図録掲載品を集荷（第３回）。担当清水専務理事・嶋田理事・服部理事。

2日　「大刀剣市」図録掲載品を撮影（第３回）。

3日　「大刀剣市」図録掲載品を撮影（第４回）。

7日　組合事務所にて「大刀剣市」図録編集委員会を開催。出席者、清水専務理事（実行委員長）・嶋田理事・髙橋理事・服部理事・冥賀理事・持田監事・飯田氏・齋藤氏・藤岡氏・松本氏・宮澤氏・土子氏。

9日　清水専務理事・伊波常務理事・嶋田理事が産経新聞社を訪問、「大刀剣市」の後援を依頼。

23日　東京美術倶楽部にて組合交換会を開催。参加60名、出来高13,526,500円。

23日　理事懇談会を開催。出席者、深海理事長・猿田副理事長・土肥副理事長・清水専務理事・朝倉理事・新堀理事・綱取理事・服部理事・冥賀理事。

23日　義援金配分理事懇談会を開催。出席者、深海理事長・猿田副理事長・土肥副理事長・川島副理事長・清水専務理事・高橋理事・服部理事・冥賀理事。

30日　同美印刷にて「大刀剣市」図録編集委員会を開催（初校）。出席者、清水専務理事・嶋田理事・服部理事・持田監事・飯田氏・齋藤氏・生野氏・松本氏・宮澤氏・冥賀亮典氏・土子氏。

9月 1日　銀座刀剣倶楽部会場にて「大刀剣市」広告打ち合わせ。出席者、清水専務理事・伊波常務理事・齋藤常務理事。

1日　『刀剣界』第７号編集委員会を開催（校正）。出席者、深海理事長・川島副理事長・清水専務理事・伊波常務理事・嶋田理事・綱取理事・服部理事・持田監事・飯田慶雄氏・大平将広氏・生野正氏・新堀賀将氏・藤岡弘之氏・松本義行氏・宮澤琢氏・土子民夫氏。

3日　同美印刷にて「大刀剣市」図録再校。出席者、清水専務理事・髙橋理事・服部理事・持田監事・生野氏・土子氏。

5日　銀座長州屋にて『刀剣界』第７号再校。出席者、深海理事長・綱取理事・服部理事・土子氏。

7日　組合事務所にて義援金寄付の件および広告掲載につき打ち合わせ。出席者、清水専務理事・伊波常務理事・服部理事・産経新聞社石坂氏。

10日　同美印刷にて「大刀剣市」図録色校。出席者、清水専務理事・綱取理事・服部理事・冥賀理事・小林君夫氏・土子氏。

13日　同美印刷にて「大刀剣市」図録念校。出席者、清水専務理事・嶋田理事・小林氏・土子氏。

14日　深海理事長・清水専務理事・嶋田理事・髙橋理事が読売新聞社を訪問し、全国学校図書館協議会理事と面談、義援金150万円を寄託。

17日　東京美術倶楽部にて組合交換会を開催。参加55名、出来高15,240,500円。

17日　東京美術倶楽部にて『刀剣界』第８号編集委員会を開催。出席者、深海理事長・清水専務理事・伊波常務理事・嶋田理事・綱取理事・服部理事・冥賀理事・持田監事・飯田氏・大平氏・生野氏・新堀氏・松本氏・宮澤氏・土子氏。

28日　深海理事長・清水専務理事・齋藤常務理事・冥賀理事が産経新聞社を訪問し、義援金200万円を寄託。

10月17日　東京美術倶楽部にて組合交換会を開催。参加58名、出来高16,040,700円。

17日　東京美術倶楽部にて理事会を開催。出席者、深海理事長・川島副理事長・猿田副理事長・土肥副理事長・清水専務理事・伊波常務理事・齋藤常務理事・飯田理事・新堀理事・綱取理事・服部理事。

17日　「大刀剣市」開催の件で伊波・齋藤両常務理事が愛宕警察署を訪問。

26～28日　東京美術倶楽部にて「第25回大刀剣市」を開催。チケット入場者数2,996名、「明美ちゃん基金」への寄託金160,148円。

10月29日　東京美術倶楽部にて開催された特定商取引についてのヒアリングに伊波常務理事が出席。

11月 1日　銀座刀剣倶楽部会場にて『刀剣界』第８号編集委員会を開催（校正）。出席者、深海理事長・清水専務理事・綱取理事・服部理事・持田監事・飯田慶雄氏・大平将広氏・生野正氏・新堀賀将氏・藤岡弘之氏・松本義行氏・宮澤琢氏・土子民夫氏。

6日　銀座長州屋にて『刀剣界』第８号再校。出席者、深海理事長・綱取理事・服部一隆氏・土子氏。

16日　『刀剣界』第８号入荷。

17日　東京美術倶楽部にて組合交換会を開催。参加65名、出来高16,579,900円。

17日　東京美術倶楽部にて『刀剣界』第９号編集委員会を開催。出席者、深海理事長・清水専務理事・嶋田理事・綱取理事・服部理事・冥賀理事・持田監事・赤荻稔氏・生野氏・新堀氏・藤岡氏・松本氏・宮澤氏・土子氏。

12月17日　東京美術倶楽部にて組合交換会を開催。参加60名、出来高14,432,000円。

17日　東京美術倶楽部にて『刀剣界』第９号編集委員会を開催（校正）。出席者、深海理事長・清水専務理事・伊波常務理事・綱取理事・服部理事・持田監事・飯田氏・大平氏・生野氏・新堀氏・藤岡氏・松本氏・宮澤氏・土子氏。

26日　第26回「大刀剣市」と公益財団法人日本美術刀剣保存協会の全国大会との開催日が重なる件につき、同協会に赴き協議を行う。参加者、深海理事長・猿田副理事長・伊波常務理事・飯田理事・冥賀理事。

1月 9日　銀座刀剣倶楽部会場にて『刀剣界』第９号編集委員会（校正）。

17日　東京美術倶楽部にて組合交換会を開催。参加60名、出来高9,990,000円。

17日　東京美術倶楽部にて『刀剣界』第10号編集委員会を開催。出席者、深海理事長・清水専務理事・伊波常務理事・嶋田理事・綱取理事・服部理事・冥賀理事・赤荻監事・持田監事・飯田慶雄氏・大平将広氏・生野正氏・新堀賀将氏・松本義行氏・宮澤琢氏・土子民夫氏。

2月 8日　深海理事長・清水専務理事・伊波常務理事・新堀理事が産経新聞社を訪問、「明美ちゃん基金」に310,000円を寄付。平成２年からの累計額6,305,000円に。

17日　東京美術倶楽部にて組合交換会を開催。参加48名、出来高14,098,550円。

3月 1日　銀座刀剣倶楽部会場にて『刀剣界』第10号編集委員会を開催（校正）。出席者、深海理事長・清水専務理事・伊波常務理事・嶋田理事・綱取理事・服部理事・冥賀理事・赤荻監事・持田監事・飯田慶雄氏・大平将広氏・生野正氏・新堀賀将氏・藤岡弘之氏・松本義行氏・宮澤琢氏・土子民夫氏。

17日　東京美術倶楽部にて組合交換会を開催。参加60名、出来高12,472,650円。

17日　東京美術倶楽部にて理事会を開催。出席者、深海理事長・猿田副理事長・土肥副理事長・清水専務理事・伊波常務理事・飯田理事・嶋田理事・新堀理事・髙橋理事・綱取理事・服部理事・冥賀理事。

17日　東京美術倶楽部にて『刀剣界』第11号・『全刀商』第22号編集委員会を開催。出席者、深海理事長・清水専務理事・嶋田理事・綱取理事・服部理事・赤荻監事・持田監事・大平氏・生野氏・松本氏・宮澤氏・土子氏。

19日　町村信孝衆議院議員の研究会に深海理事長が出席。

全刀商 第22号

平成25年６月30日発行

発行所 **全国刀剣商業協同組合**

〒169-0072 東京都新宿区大久保２丁目18番10号 新宿スカイプラザ1302

Tel 03(3205)0601　Fax 03(3205)0089

発行人 理事長 **深 海　信 彦**

編集人 **『全刀商』編集委員会**

赤萩 稔　朝倉忠史　飯田慶雄　飯田慶久　伊波賢一　大西芳生　大平将広　川島貴敏　齋藤 恒　嶋田伸夫　清水儀孝　生野 正　新堀賀将
髙橋正法　土子民夫　綱取譲一　服部暁治　深海信彦　藤岡弘之　松本義行　宮澤 琢　冥賀吉也　持田具宏

印刷／日刊企画